

# 伊 勢 市 公 報

第 325 号  
令和元年 5 月 20 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令	2
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 道路の供用開始について	5
○ 道路の供用開始について	6
○ 道路の供用開始について	7
○ 道路の供用開始について	8
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	9
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 定時登録日の変更について	13
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	14
<b>公 告</b>	
○ 伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver. 3.0 の公表について	15

伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 5 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第 1 号

伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令

伊勢市職員安全衛生委員会規程（平成 17 年伊勢市訓令第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 7 号を削り、同項第 8 号を同項第 7 号とし、同項第 9 号を同項第 8 号とし、同項第 10 号を同項第 9 号とし、同条第 5 項中「部会の名称、事務局の」を「部会の事務局の」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年 5 月 13 日から施行する。

伊勢市告示第 1 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、五十鈴ヶ丘団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和元年 5 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	石 川 周 平
	伊勢市楠部町 263 番地 175
変更後	林 昌 利
	伊勢市中村町 302 番地 134

## 伊勢市告示第 2 号

### 道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和元年 5 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
近鉄東線	岩淵 2 丁目 401 番地先から 岩淵 2 丁目 418 番 4 地先まで	令和元年 5 月 10 日

## 伊勢市告示第3号

### 道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年5月10日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
溝口17号線	二見町光の街字豆石山1508番3地先から 二見町光の街字豆石山1508番4地先まで	令和元年5月27日

伊勢市告示第 4 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和元年 5 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
溝口 17 号線	二見町光の街字豆石山 1508 番 12 地先から 二見町光の街字豆石山 1504 番 19 地先まで	令和元年 5 月 20 日

伊勢市告示第 5 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和元年 5 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
久世戸松尾線	楠部町字袴越シ 125 番 6 地先から 楠部町字袴越シ 125 番 3 地先まで	令和元年 5 月 14 日



伊勢市告示第 6 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
宮川町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

令和元年 5 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 田 中 實

伊勢市宮川 2 丁目 1 番 20 号

変更後 山 本 房 彦

伊勢市宮川 2 丁目 13 番 65 号

伊勢市告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、  
中島旭町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規  
定により告示します。

令和元年5月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	北 橋 正 利
	伊勢市中島2丁目6番33号
変更後	浦 田 晴 記
	伊勢市中島2丁目6番6号

伊勢市告示第 8 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
明野第 4 自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

令和元年 5 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	増 永 徳 久
	伊勢市小俣町明野 366 番地 2
変更後	横 山 幸 恵
	伊勢市小俣町明野 476 番地 5

伊勢市告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、松倉元区から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示します。

令和元年5月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 野 正 人
	伊勢市小俣町宮前 236 番地 1
変更後	東 丈 太 郎
	伊勢市小俣町宮前 238 番地

伊勢市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、同法第22条第1項本文に規定する選挙人名簿の登録の日を次のとおり変更します。

令和元年5月14日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

1 登録日 令和元年6月3日

伊勢市農業委員会告示第1号

伊勢市農業委員会第161回総会を次のとおり招集します。

令和元年5月8日

伊勢市農業委員会  
会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 令和元年5月16日(木)午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 非農地証明願について
  - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

伊勢市公告第 1 号

伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver. 3.0 を策定しましたので、次のとおり当該プランを公表します。

令和元年 5 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。